

第166回 通常国会における総務大臣等の答弁（公会計関係抜粋）

○平成19年2月28日 衆議院予算委員会第二分科会 黄川田 徹 議員への答弁(抜粋)

【黄川田議員】

地方行政改革のさらなる推進に向けまして、新たな指針が昨年八月末に総務省から公表されました。その指針の中では、地方公会計の改革が取り上げられておりまして、貸借対照表であるとか、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の四表の整備を推進すること、及び、未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策を策定すること、こういうことが示されたわけであります。

質問なんでありますけれども、普通会計のバランスシート、それから公営事業会計等の連結バランスシート、これらは、市町村、市町村といっても、都道府県もあれば、政令市とか中核市とか、さまざまあるわけなんでありますけれども、この作成状況はどうなっているんでしょうか。

【岡本自治財政局長】

お答えをいたします。

普通会計のバランスシートの作成状況についてでございます。普通会計のバランスシートにつきましては、平成十八年五月三十一日現在でございますと、都道府県、指定都市では全団体、指定都市以外の市及び特別区では六七・五%、町村では四〇・七%で作成済みとなっております。

また、公営企業、地方公社、第三セクター等を含めました連結のバランスシートについてでございますが、都道府県、指定都市では同じように全団体で作成済みでございますが、指定都市以外の市、特別区では六・三%、町村では一・二%という団体の作成にとどまっている状況でございます。

【黄川田議員】

普通会計のバランスシートは、まずまず、半分ぐらいですか。大事なところが、第三セクターとか、あるいはまた地方公社とか、ちょっと目に見えない部分といいますが、一般会計というものの債務負担の部分であるとか、そういうところをやはり住民がしっかりとつかんでもらわないと、我が町の、我が市の財政状況ということになりますので。

○平成19年3月22日 衆議院総務委員会 田嶋 要 議員への答弁(抜粋)

【田嶋議員】

私は公会計の話をちょっとさせていただきたいわけでございます。

これは、引き当てというのは発生主義、民間のいわゆる複式会計の概念であるわけでございますが、国もそれから自治体も、ようやくそういう方向で今いろいろな試みが試行的になされているというふうに考えておりますけれども、こういう公会計の制度が、いわゆる発生主義ではなくて、現金ベース、しかも単年度ということやってきたことが、将来予見性を全く要請しない仕組みが既にでき上がっているその一因がそこにあるのではないかなというふうにも私は考えておるわけですが、大臣はどのように御認識されていますか。

【菅総務大臣】

バランスシートにおいては、退職給与引当金を負債計上することになるため、その所要額が明らか

かになるというメリットがあります。このため、地方団体に対しては現行の会計制度を踏まえた財政分析に加え、このバランスシートを作成、公表するなど、企業会計的な手法に基づく財政分析というものを、私は副大臣になってからも強く実は要請をしてきました。

しかしながら、先ほど申し上げましたけれども、現実問題、財政運営というのは、給与カットだとか徹底した抑制を図っても、税収が低迷、交付税の抑制によって、基金を取り崩しているような状況でありますので、会計制度にかかわらず、この地方債を増加させない限り、退職手当の急増に備えての基金を積み上げるということは困難であったというふうに考えております。

【田嶋議員】

民間でやっている複式簿記が絶対正しくて、公会計のやり方はおかしいということではないと僕は思うんですよ。ただ、まさに今おっしゃったバランスシートのところが見えないんです。つまり、フローじゃなくて、ストックの部分が全く表に出ないのが、やはり五年後、十年後、二十年後、あるいは団塊の世代が退職するときの退職金払いをどのぐらい早くからきちんと準備しておかなきゃいけないかというところの思考が全く停止してしまう一つの原因じゃないかなというふうに僕は思うんです。

公会計をどんぶり勘定というふうにやゆるする向きもございますけれども、まさに、もう少しそういった時間軸を延ばした形で、安心できる制度としての一つの形として、いわゆる民間の会計方法、発生主義というものを検討していく必要が私はあると思っておるんですね。

そういう意味では、昨今の動きは結構だと思います。財務省も、これは国の方、二カ年、バランスシートと損益計算書をつくったわけでございますけれども、今までの仕組みを変えたわけでは全然ございませんで、今までと同じやり方をしている上で、参考の数字として計算をして、そういう財務諸表をはじいて見せておるということでございます。

その点に関して少し懸念されるのは、方向性としては間違っていない、そして、細かい点で言えば、国民からの税金を売り上げに見立てるのがいいのか資本勘定に入れるのかがいいのかとか、いろいろな議論があります、しかし、ちょっと私、気になるのは、今申し上げたその点において、総務省主導の動きと、片や東京都が中心になってやっている動き、これは両方とも動いているのは、動かないよりはいいんですけれども、ちょっとばらばら感が見えまして、これからの国そして地方自治体の財政に関する、言ってみれば制度的インフラですよ、このインフラをこれから今つくっていかうとしている、そういう初期のステージにおいて、違う方向を向いて、何か縄張り争いじゃないですけども、こっちがいいあっちがいいとやっている感じもちょっとするわけですね。

そういう争いがあるとはちょっと思えませんけれども、むしろ、やはりこれは、総務省から働きかけて、どちらかの仕組みを押しつけるということではなくて、早目に調整する必要があると私は思うんですが、いかがですか、大臣。

【菅総務大臣】

いずれにしろ、私どもも、このことが必要だということで、各地方公共団体に指導をしてきました。現在バランスシートにおいて、退職給与の引当金が計上されておるところであります。ようやくそういう方向になりつつあるということも、これはぜひ御理解をいただきたいなというふうに思います。

その後に、東京都の問題について、今答えさせます。

【岡本自治財政局長】

お答えさせていただきます。

今委員御指摘のように、普通会計のバランスシートにつきまして、各団体に、昨年の行革新指針等、期間を定めて取り組んでいただくようお願いをいたしております。現在既にバランスシートを作成されている団体におきましては、十二年、十三年にいわゆる旧自治省の総務省方式と言われている方法で作成している団体がほとんどでございますが、一部、東京都を初め独自の方式で作成されている団体もおられます。

そういう現状も踏まえまして、今回の公会計の研究会、昨年五月に研究会で報告を出していただきまして、それを踏まえて八月の行革新指針でお願いをしました際に、できるだけ早期に取り組んでいただくということと同時に、その後、実務の研究会も設けまして、すべての地方団体で財務書類の整備を作成していただいているということと、その際、独自方式で作成している団体につきましてもできる限り整合性を図っていただくようにということで、実務的なその両方の方式についてのいわば評価の方法を統一させるなどの研究もさせていただいておりますので、今委員御指摘のように、私どもはどちらということを強制することはできませんけれども、できるだけ両方の方式で比較が可能なような形になるように努めてまいりたいというふうに思っております。

【田嶋議員】

これは民間の世界でも、例えば国際的な会計基準を採用している日本の企業は多くはございません。例えばソニーのような会社はやっていますけれども、そういう会社ばかりじゃない。そこで一種の読みかえというものが必要にはなってきますけれども、これから始まろうとしているわけですね。それで、本来であれば、連結するとどうなるか、そして隣の役所、隣の行政と比較するとどうなるかという比較性、そういうことを考えると、やはり同一基準でやれた方がいいに決まっているわけですよ。

だから、これは、どっちがよりすぐれているかという議論もあるかもしれませんが、ぜひ私は、今のこういう状況で話し合いをちゃんと持っていただいて、それぞれのいいところを取り入れてやるのかどうか、一本化してやっていただきたいと思います。また後になって、いや、こっちはこういう仕組みなので、ちょっと向こうとは比較ができませんとか、そういう言いわけに使われても困りますから、ぜひ一本化して取り組んでいただきたいということをお願いしたいと思います。

○平成19年4月27日 参議院決算委員会 犬塚 直史 議員への答弁(抜粋)

【犬塚議員】

公会計制度の取組と今後の見通し及び海外の状況との比較というような状況をちょっと伺いたいんですけど、平成十七年九月に国の財務書類が公表されて、今後、これは財務省方式ですね、財務省が作ったものですが、今後、発生主義とか時価会計をどういうふうここに置いていくかということについて伺います。

【財務省】

御指摘のとおり、企業会計の考え方を導入いたしました公会計の整備ということに取り組んでおりまして、諸外国の公会計制度などの状況も参考にしながら、平成十五年六月に公会計に関する基本的な考え方というのを取りまとめまして、この考え方に沿いまして省庁別の財務書類を平成十四年度決算分から、さらには国の財務書類の作成を平成十五年度から行ってきているところでございます。

こうした形で一応国の財務書類一通りでき上がったところでございますが、今後ともこうしたも

のがより広く活用されますように、いろいろ工夫はしてまいりたいというふうに考えております。

【犬塚議員】

それでは、総務省方式について聞きます。

平成十八年五月に新地方公会計制度研究会報告書が出たわけですが、国と整合性の取れたこの制度を早急に整備できるようにするための、総務省とそれから地方における取組との連携の在り方、地方は非常に大変だと思うんですけど、今一体何が一番問題なんですか。

【椎川財政制度・財務担当審議官】

地方公共団体の公会計の整備についてでございますけれども、今御質問ございましたように、十八年の五月の新地方公会計制度研究会の報告書におきまして、国の財務書類に準拠した形で発生主義を活用いたしまして、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書及び純資産変動計算書の四表の整備を標準形として進めていくようにということで報告をいただいております、これを進めていきたいというふうに考えておりますけれども、私どもが十八年五月末で調査をいたしましたところ、現在までの作成状況は、普通会計のバランスシートは県、市町村の全団体でなされておりますけれども、その他の市町村に参りますと五二・三%の作成状況と。

さらに、地方公社、三セクまで含めました連結のバランスシートという形で見てまいりますと、県、指定都市は全団体で作成済みでございますけれども、その他の市区町村はわずか三・四%ということでございまして、国に準拠した財務諸表の整備という観点から見ますと、小さな町村が大変御苦労なさっているというふうに思っております、今後、そういった団体に整備を要請をいたしまして進めていくというのが課題ではないかというふうに思っております。

【犬塚議員】

この件については、同僚議員と一緒に東京の取組を見に行ったりしました。そしてまた、九州では大分県の臼杵市の市長さんなんかは非常に頑張ってやっておられるということなんで、これも本当に頑張ってもらいたいと思うんですね。

最後の質問ですが、国際公会計基準、IPSAS、この策定プロジェクトがやっぱりこれは発生主義を実現するためにスタートをしたと。しかも、この国際会計士連盟のパブリックセクター委員会で九六年に開始したと。世銀、アジア開発銀行、国連開発計画、国際通貨基金の資金援助を受けて何とかグローバルスタンダード策定に向けて動こうとしているという理解を私はしているんですけど、こうした比較的しやすい、しかもできるだけリアルタイムで見ることができるこのスタンダード策定に向けた財務大臣、そして総務、そして会計検査院の御決意を伺って質問を終わります。

【尾身財務大臣】

この企業会計の在り方、考え方を活用した国の財務状況の開示を行うという財務書類でございますが、財政制度等審議会におきましても実務者等による検討が行われているところでございます。

国際的な公会計の基準といたしましては、国際会計士連盟の下にあります国際公会計基準審議会が作成した国際公会計基準があるわけでございますが、原則として企業会計の基準に準拠しつつ、公的主体の特殊性に配慮した修正を行うというアプローチを取っているという点でこの国際基準と我が国の作成基準は共通しているところがあると考えております。

また、実際に、我が国の基準における資産や負債の定義についての検討などに際しましてもこれを参考にしているところでございまして、今後とも公会計の基準の検討に際しましては、このよう

な国際的な基準も参考にしていまいりたいと考えております。

【河合総務大臣政務官】

地方公共団体の公会計につきましては、国の作成基準に準拠してこの整備を進めていくべきものだと考えておりまして、今後とも国際公会計基準等の国際的な動向も見ながら国の取組を踏まえて推進してまいると、そういうつもりでございます。

いずれにしましても、市町村合併進んでおりました真っ最中でありましたので、この点は先ほど答弁しましたようにちょっと遅れておったのかなという感じもしておりますのでございます。

【大塚会計検査院長】

会計検査院の立場からお答えしたいと思います。

国の収入支出等は財政法、会計法などに基づいて処理されておりました、会計検査院は国の収入支出の決算等について、従来から正確性、合規性、経済性、効率性、有効性などの多角的な観点から検査を実施してきております。

会計検査院は、特別会計に関する法律に基づき作成することになっております特別会計財務書類についてもこれを検査することとしておりますが、財政制度等審議会がこの作成基準を検討するに際して、委員御指摘の国際公会計基準も参考にしてきたことを承知しております。

会計検査院といたしましては、このことも念頭に置いて特別会計財務書類に対して厳正な検査を行ってまいりたいと、このように考えております。

○平成 19 年 5 月 11 日 衆議院本会議 福田 昭夫 議員への答弁(抜粋)

【福田昭夫】

最後に、公会計制度のあり方について質問します。

現在、地方自治体の多くは単式簿記を採用しています。単式簿記は、家計簿と同じく、現金の出入りだけを記載するものであり、期末における財産の残高などを把握することができないという限界があります。一方、先進自治体では、現金、土地、建物といったすべての財産の出入りを記帳する複式簿記を既に導入しています。

地方自治体の資産や負債の状況を的確に把握することができるようにするため、地方自治体に複式簿記の採用を義務づけることについて、総務大臣はどのように考えますか。答弁を求めます。

【菅総務大臣】

最後に、公会計のあり方についてお尋ねがありました。

現行の地方公共団体の会計制度である現金主義、単式簿記会計は、行政サービスに係る財源の配分という点でわかりやすい制度であります。現金支出を伴わない減価償却費などのコストや資産、債務の状況を幅広く把握するという点では課題もあります。

このため、発生主義、複式簿記の考え方を導入した公会計の整備は重要な課題と認識をいたしております。昨年八月に通知した地方行革新指針により、全地方公共団体に対し、公会計の整備に取り組むよう要請しているところであります。

本法案により、地方公共団体の財政規律を確立していくためにも、早期に公会計の整備を進めていくことが重要であると考えます。

○平成 19 年 5 月 18 日 衆議院総務委員会 谷口 隆義 議員への答弁(抜粋)

【谷口議員】

最後に、以前にも申し上げましたけれども、今回の指標を出すということで、フローの指標もストックの指標もあるわけですしけれども、やはり前提は公会計が整っていないきやだめで、それぞれの自治体がそれぞれの公会計基準をつくって、出しておる計算書類が異なるといったことでは、これは比較のしようもありませんから、今総務省の方では一刻も早くこの公会計を統一したいということでやっていただいておりますが、まずは大前提、そういうことも考えていただくというように私は思っておりますが、大臣、いかがでありますでしょうか。

【菅総務大臣】

公会計の整備については、昨年五月に新たな財務書類のモデルを示すとともに、また八月には地方行革新指針において、全地方公共団体に対して財務書類を整備する、これは要請をいたしております。

そして、現在は、新地方公会計制度実務研究会を設置し、財務書類の作成方法だとか資産評価について、その実務的な検討というものを行わせているところであります。

本法案というのは、四つの健全化判断比率及び資金不足比率を整備することといたしておりますけれども、特に将来負担比率については退職手当の引当金相当額を算入するなど、公会計における発生主義の要素というものを加味していますから、公会計の整備が本法案とともに地方の規律ある財政運営の実現に資する、このように考えておりますので、私としてもさらに加速して積極的な取り組みというものを要請していきたい、こう思います。

○平成 19 年 5 月 22 日 衆議院総務委員会 逢坂 誠二 議員への答弁(抜粋)

【逢坂議員】

私も自治体におりましたので、国の皆さんがどんな方式で自治体の財政を把握しているか。一番大きなのは決算統計というのがあろうかと思えます。これは毎年度やって、定期的に自治体の財政を調べる。それから、都道府県においては、財政事情のヒアリングというのをやっている。当初予算の編成状況だとか、九月の補正予算の段階の状況だとか、あるいは決算見込み、これをヒアリングしている。あるいは、市町村においては、ある一定のライン以上に自治体財政が悪くなった場合にはヒアリングをするようなこともやられているというふうに伺っております。そして、これらをもとにして、総務省のホームページではさまざまな自治体の財政情報が公表されているわけですね。

さらに今、公会計のことについても、総務省レベルで全国の自治体にも公会計を広げていくような取り組みもされているというふうに聞いているんですが、現時点で、今私が述べた幾つかの方法以外に、自治体の財政を把握するためにやっていることというのはあるんでしょうか。政府参考人の方から、まず伺いたいと思います。

【岡本自治財政局長】

お答えをいたします。

大体総務省で行っております、自治体の財政の実態をお聞きしてどのような状況にあるかということにつきましては、基本的には今委員御指摘の範囲内であろうと思っております。

○平成19年5月22日 衆議院総務委員会 井澤 京子 議員への答弁(抜粋)

【井澤議員】

今法律案では、四つの財政指標を整備し、それを地方公共団体が毎年度公表することとしています。いわば、地方公共団体の財政状況を民間企業の財務諸表のようにガラス張りにして、その地方公共団体が客観的にどのような状況にあるのか、住民や国民がより把握しやすいようにすることが一番の主眼であると考えます。地域住民は、日常生活の中では、地元自治体と自分の生活とのかかわりを知って生きている人はそう多くないと思います。

そこで、まず、地方公共団体の財政状況について、現在各自治体や国でどのように地域住民に公表をされているのか、その現状をお伺いいたします。

その上で、地方公共団体の財政状況がわかりにくい原因は何なのか、そして、今回の法案によってわかりにくさがどのように改善されるかについて、総務大臣に御見解をお伺いしたいと思います。 お願いいたします。

【岡本自治財政局長】

私の方から、各団体におきます現在の財政状況の公表状況の方を御説明させていただきます。

今委員御指摘のように、地方団体が住民に対してその財政情報をできるだけわかりやすくかつ透明に開示することが非常に重要な問題であるというふうに認識をいたしております。

まず、全都道府県、市町村では、詳細な財政情報がございますが、これを一枚で全部一覧できるように決算カードというものを、十三年度以降の決算についてはそれぞれホームページ上で公表しております。

また、十六年度決算からは、その財政情報だけでは、一体自分の市町村が、例えば類似する財政状況や産業構造のところではどのようなポジションに位置をしているのかがわかりにくいということがございますので、類似する団体間で主要な財政指標を比べられる、そういう意味での財政比較分析表といったものを全団体についても公表するということを始めさせていただいております。

また、十七年度決算からは、この普通会計の状況に加えて、公営企業会計など特別会計の状況や、公社、第三セクターなどの経営状況及び財政援助をしている状況も含めた各地方団体の総合的な財政情報について、これも、一覧性をもって開示する財政状況等一覧表といったものを公表する取り組みを進めさせていただいております。

さらに、この財政情報の公表の仕方について、いわゆる従来の予算決算といった形ではなく、財務諸表等を用いた公会計の整備を行っていくということも重要なことが求められておりますので、これらの連結ベースを含めた財務書類の整備にできるだけ早く取り組んでいただくよう、政令市以上については現在取り組んでいただいておりますが、それより小さな団体におきましても、その取り組みを進めていただくよう、そういう要請をし、できるだけわかりやすい情報の開示に努めているところがございます。

【菅総務大臣】

私は、大臣に就任をしてから常に、もっとわかりやすくすることをずっと実は言い続けてきています。そのときのうちの事務方の私に対しての説明というのは、地方公共団体の業務の範囲が広い、また団体ごとに会計の範囲や業務の実施方法が違う、そういうことを言うわけですが、しかし同じようなものはあるだろう、そう言いながら、グループごとにできる限りわかるような、そういうものをつくるように今強く求めているところであります。

そして、普通会計の財政指標だとかあるいは個別の公営企業会計のみを対象とした財政指標が算定、公表されてはいますけれども、しかし、地方公共団体全体の財政状況や、当該団体に財政的負

担を及ぼすような公社だとかあるいは第三セクターの状況を含めた財政状況を端的にあらわすもの、財政指標というのは今までなかったんです。そういう中で、指標の数値の根拠がわかりにくかった、このこともその大きな一つの原因だったというふうに私は思っています。

今回、本法案においては、地方公共団体の全会計を対象としたこと、公社や第三セクター等、将来地方団体が負担をする可能性がある債務についてもその対象にしたこと、そして、それぞれの指標の根拠となる書類を整備し、監査委員の審査に付した上で公表することとしておりまして、地方公共団体の財政状況がこれによってよりわかりやすく示されることになるだろうというふうに考えています。

【井澤議員】

今、大臣の前向きな取り組みについてお伺いいたしました。大臣自身も最初にわかりにくいということをお気づきということ、今改めて認識いたしました。とにかく、地域住民がわかりやすい情報開示をしていただき、お年寄りのみならず地域住民の方が手にとってわかるような公表の仕方なりを何かお考えいただければと思います。

○平成 19 年 5 月 22 日 衆議院総務委員会 武正 公一 議員への答弁(抜粋)

【武正議員】

そこで、先ほど公認会計士さんのお話をしましたけれども、監査委員あるいは監査をする立場から公認会計士協会の方が前に述べていたのは、そうはいつでも、財務諸表監査、これがやはり必要なんだ、これがきちっと整備されていないと、幾ら監査委員が頑張っても、土台あるいは内部統制がきちっとできていないと監査にならない、こういうようなお話でありまして、いわゆる連結財務諸表の整備というのが義務づけられないのかどうか。

あるいは、財務諸表作成の基準の統一、これは、総務省方式、財務省方式、結果、二〇〇六で財務省方式、財務四表の準備ということに落ちついたようではありますが、この点についてどのようにお考えになるのか。特に、財務諸表作成時においていわゆる簿価と時価、これをどうするのか、時価に統一できれば一番いいんだと思うんですけれども、以上の点お答えをいただきたいと思います。

【菅総務大臣】

まず、地方公共団体において、資産だとか債務管理や財務情報のわかりやすい開示の観点から、連結ベースも含めた財務書類を整備するというのは私は極めて大事だというふうに思っています。

その観点に立って、地方公共団体に対して連結財務書類の整備を義務づけることについては、現金主義、単式簿記による現行の予算決算の意義、国の取り組みの動向、地方公共団体の財務全体のあり方等を十分に考慮した上で、慎重に検討する必要があるというふうに思います。

総務省としては、昨年五月の研究会報告書を踏まえて、新たな公会計モデルを活用して、連結ベースを含めて、今後すべての地方公共団体において財務書類が整備されるよう要請をいたしておるところでありますけれども、公会計の整備が地方の規律ある財政運営の実現に資するよう、さらにこのことについては積極的に取り組んでいきたい、このように考えております。

また、この財務書類の整備については、現在、新地方公会計制度実務研究会において、財務書類の作成方法や資産評価について実務的な検討がなされております。連結に当たっては、会計基準統一は行わず、各法人の財務書類の金額を基礎として連結することを原則とするものの、売却可能資産等に係る評価については、可能な範囲で時価で統一する。そして、今後、一定の方向性というものは、その時価統一という方向性で出されるものだろうというふうに思っております。

○平成19年5月28日 参議院決算委員会 尾立 源幸 議員への答弁(抜粋)

【尾立議員】

それでは最後に、自治体の裏金と官製談合について。こちらもひどい話でございます。

昨年、岐阜県で十七億、長崎で四億、大阪府でも、これは二度目でございますが、七千億の裏金が相次いで発見されております。また、宮崎でも四百万と、こういうことなんですけれども、私はこの裏金検出される仕組みがいけないのではないかと考えております。そこで、再発防止のためにはしっかりした公会計の整備と監査の実効性を私は高めていかなければならないのではないかと考えております。

そこで、総務大臣、今自治体における発生主義、複式簿記に基づく公会計の整備状況について御説明をいただきたいと思います。

【菅総務大臣】

まず、今地方分権が推進をされる中でこうした不祥事が連続して起きたことに対しまして、誠に遺憾に思っておるところでありまして、もう二度と再びこうしたことが起こらないように、私どもからも厳重に要請をさせていただきました。

今委員から御指摘ありました複式簿記に基づく公会計の整備状況でありますけれども、発生主義を活用して複式簿記の考え方を導入するという公会計の整備というのは極めて私も大きな問題であるというふうに思っております。

その整備状況でありますけれども、バランスシートの整備状況で見ますと、都道府県、政令指定都市は全団体に整備されておりますけれども、その他の市区町村の取組は遅れておりまして、十八年度現在で整備済みは、普通会計ベースで60.6%、連結ベースで5.6%でもあります。また、昨年八月には、連結ベースも含め国の作成基準に準じた公会計の整備を全地方公共団体に要請しておりまして、特に人口三万人以上の都市は三年以内に整備をするように求めているところであります。

今後とも、この財務書類を作成する際のマニュアル等についても各地方公共団体に対し情報提供をしたいと考えておりまして、各団体の取組状況をフォローアップして、できる限り早期にこの導入を整備が図られるように取り組んでまいりたい、こう考えております。

【尾立議員】

ちょっと答弁の中で触れられなかったかもしれませんが、今総務省としては二つの帳簿、会計基準を用意されているんですね。一つは従来の総務省方式を少し修正したもの、もう一つはどちらかというと企業会計に近い、台帳などをしっかりと作って財政状態を把握しようと、この二つでございますが、私非常に危惧しております。またこれ、二つのばらばらのものができ上がってくると、これ比較できませんよね、違う基準が存在すると。是非しっかりした、国が作っているような、また東京都が使っているような、従来の総務省方式を修正したのではないしっかりした公会計基準を私は作っていただきたいと考えております。大臣の是非その認識を持っていただきたい。急に言ったので、中身がどうか、どう違うのか、お分かりかどうか分かりませんが、是非その点は私の方からあらかじめ申し上げておきたいと思っております。

○平成19年06月07日 参議院総務委員会 高嶋 良充 議員への答弁(抜粋)

【高嶋議員】

そこで、もう時間が足りなくなりましたが、あとの時間、若干法案の具体的な内容について伺いをしたいと思います。

まず、今回の連結実質赤字比率等々を含めて一般会計から公営企業の会計、あるいは一部事務組合、地方公社、第三セクター、これは将来負担比率の作成ということでこれらのことがずっと義務付けられてくると、こういうことになるわけですが、御承知のように、地方自治体の会計というのは単式簿記なり現金主義で行われてきていますし、規模の大きなところでは複式簿記も採用していると、こういうことでもございます。この自治体ごとの会計のやり方が必ずしも統一をされていないという状況の中でこのような義務付けを行うということは各自治体にかなりの負担を強いると、こういうことになる。自治体もかなり苦勞をするというふうに思うんですけども、この点については総務省は実務面等々を含めて支援をする意向を持っていると、こういうことのように衆議院の議論を聞いていますと考えるんですけども、具体的にどのような財政面や実務面の考えを持っておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

【岡本自治財政局長】

お答えいたします。

御指摘のように、今回の法制の前提となります各種の公会計の整備は一つの大きな課題だろうと思っております。これにつきましては、昨年来、公会計の整備促進につきまして、私どもから各地方団体に具体的な方式等もお示しして要請をさせていただいております。また、その際のいろいろな資産の評価のやり方につきましても、自治体の関係者の方々にも御参加いただきました実務の研究会等も行いながら、より具体的なマニュアルの作成に向けて現在研究を進めております。

また、健全化団体等になりました場合にいろいろな取組が必要になると存じますけれども、これまでの各種の団体におきます指標の状況でありますとか、健全化に向けました各種の取組、あるいはその場合の各種の既存の地方財政措置の活用方策等々、そういう意味でのできるだけ具体的な支援、そういうメニューといったものをお示ししながら各団体のそれぞれへ対応していきたいというふうに考えております。